

振込規定

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

1 適用範囲

振込依頼書、または電話による振込の依頼による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

1の2 反社会的勢力との取引拒絶

振込は、第8条の2第1項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第8条の2第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振込の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との振込依頼取引を制限もしくは停止できるものとします。

2 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込の依頼は当行所定の取扱時間内に受け付けます。
 - ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書または当行の承認を得たものを使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
 - ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
 - ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および振込を行う目的を確認させていただきます。
- (2) 電話による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 電話による振込の依頼は当行所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1回あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 電話による振込の依頼は、予め当行所定の方法にて事前に登録を行うものとします。
 - ④ 電話による振込は、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に電話にて指示してください。
 - ⑤ 当行は前号により事前に登録された事項および電話により指示された事項を依頼内容とします。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および振込を行う目的を確認させていただきます。
- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または電話による振込の依頼の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

3 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書または電話による振込の依頼による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 前項により振込依頼書による振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3か月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるとします。
- (3) <削除>

4 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、当行所定取扱時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- (2) <削除>

5 証券類による振込

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第 8 条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

7 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第 8 条第 1 項に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第 5 条第 5 項の規定を準用します。
- (3) 第 1 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第 5 条第 5 項の規定を準用します。
- (3) 第 1 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8の2 解約等

- (1) 次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして振込依頼契約が解約されるものとします。
- ① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (2) 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本振込依頼契約を解約すべきと判断した場合、本振込依頼契約は解約されます。
- (3) 当行が前2項により振込依頼契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

9 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって、記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連

絡先とします。

- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12 譲渡・質入れの禁止

振込資金受取書等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定および SMBC 信託銀行バンキングカード規定により取扱います。

14 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規則等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとします。

15 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

BKG3602TB2104